

四万十町教育委員会会議録（平成28年11月定例会）

1. 日 時 平成28年11月 7日（月）9：00～12：10

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育委員長	谷脇健司				
教育委員	大村和志	中屋建八	岡林雅子		
教育長	川上哲男				
事務局	教育次長	熊谷敏郎			
	生涯学習課	課長	辻本明文		
	学校教育課	課長	杉野雅彦	副課長	西谷典生
		教育対策監	青木和香	研修指導員	森田杉彦
	教育研究所	所長	岡澄子	研究員	市川雅美

4. 傍聴者

2名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（大村和志委員）

(4) 議題

①議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）

②議案第2号 準要保護児童生徒の認定について（申請者 ●●●●）

③議案第3号 四万十町放課後子ども教室運営委員会の委員の委嘱及び任命について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

①平成28年度全国学力・学習状況調査結果の分析について

②臨時保育士賃金の見直しについて

(7) その他

①教育委員会視察研修について

②平成28年度市町村教育委員会研究協議会（第2ブロック）について

6. 議 事

委員長：今日は、傍聴の方がおいでる関係で順序を少し変えたいと思います。7番のその他の②に入りたいと思います。平成28年度市町村教育委員会研究協議会（第2ブロック）について説明をお願いします。

（事務局より、市町村教育委員会研究協議会（第2ブロック）について説明する。）

委員長 : この件につきまして、何かご質問はないですか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、この件につきましては終わりたいと思います。

続きまして、議題の方に入りたいと思いますが、これから先につきましては非公開とさせていただきます。傍聴者はすみませんが退席の方をよろしくお願いします。

(傍聴者退室)

委員長 : それでは、議題に入ります。議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)、説明をお願いします。

(事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて説明する。)

委員長 : それでは、ここで一旦小休とします。

(小休中)

委員長 : 再開します。

この件につきまして、ご質問、ご意見を伺います。

委員 : 保護者及び学校長の通学面等何ら問題がなくということ、それと通学方法の保護者が送り迎えをする。保護者と学校長が自転車通学でも問題がないと判断した場合は自転車通学を行いますということでありますが、保護者の方と学校長の方の承認があるので、それはいいと思います。自転車通学となると結構な距離ですので、くれぐれも気を付けていただきたいと思います。高学年だとまだいいのですが、新1年生ということで、少し心配です。この書類から見てですけれど、心配ですので、是非くれぐれも気を付けていただきたいと思います。以上です。

事務局 : この小学校は、小学校の3年ぐらいから自転車通学が許可になると思います。両親の迎えか、働きに出ているので迎えに行けない場合は、おばが迎えに行くとなっております。

委員長 : その他にはございませんか。よろしいですか。

それでは、お諮りをします。議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)は、承認をされました。

続きまして、議案第2号 準要保護児童生徒の認定について(申請者 ●●●●)、説明をお願いします。

(事務局より、準要保護児童生徒の認定について説明する。)

委員長 : ここで、小休とします。

(小休中)

委員長 : 再開します。

この件につきまして、委員さんの意見を求めたいと思います。

委員 : 継続審議で、お願いしたいと思います。

委員長 : 継続というご意見がありました。他の委員さんもよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : この件につきましては、継続審議といたします。

続きまして、議案第3号 四万十町放課後子ども教室運営委員会の委員の委嘱及び任命についてを議題とします。説明をお願いします。

(事務局より、四万十町放課後子ども教室運営委員会の委員の委嘱及び任命について説明する。)

委員長 : この件につきましてのご質問とご意見を伺いたいと思います。

委員 : ここに書いてある選考基準でというだけで、選考されたということですよ。

事務局 : 運営委員会実施要綱第9条第3項第1号から第7号に委員の属する組織というところがあります。子ども教室の代表者とかPTAの代表者とか、実施要綱の中に定められていますので、その中から選ぶ、その方を代表として委嘱したり任命したりすることになります。

委員長 : ここで、小休とします。

(小休中)

委員長 : 再開します。

委員さんの委嘱についてです。ご意見、ご質問はございませんか。

全委員 : はい。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第3号 四万十町放課後子ども教室運営委員会の委員の委嘱及び任命については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第3号 四万十町放課後子ども教室運営委員会の委員の委嘱及び任命については、承認をされました。

続きまして、報告事項になります。平成28年度全国学力・学習状況調査結果の分析について、説明をお願いいたします。

(事務局より、平成28年度全国学力・学習状況調査結果の分析について説明する。)

委員長 : 続いて、臨時保育士賃金の見直しについて、説明をお願いします。

(事務局より、臨時保育士賃金の見直しについて説明する。)

委員長 : ここで、小休とします。

(小休中)

委員長 : 再開します。
教育委員会視察研修について、説明をお願いします。

(事務局より、教育委員会視察研修について説明する。)

委員長 : その他、特にございませんか。
全委員 : ありません。
事務局 : ありません。
委員長 : これで、平成28年11月定例教育委員会を閉じます。

(閉会)

12月の定例委員会予定 平成28年12月5日(月)

委員長 : _____

署名人 : _____